

「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正案に対する府民意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 令和6年5月1日(水曜日)から令和6年5月31日(金曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵便・ファクシミリ

【募集結果】 1名の方から1件のご意見・ご提言をいただきました(うち公表を望まないもの0件)。いただいたご意見・ご提言についての府の考え方は、次のとおりです。

No.	府民意見等の要旨	大阪府の考え方
1	「11 広域の課程 新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。」について、設置認可は不要であっても、大阪府下でサポート校やスクーリングを行う場合は、府への届出を義務づけたらどうか。(他府県認可の通信制高校が府内でスクーリングを行う場合を想定したご意見)	○今回の意見募集は「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」に対するものです。他府県認可の通信制高校においては、認可を行った都道府県の審査基準等に基づき、指導監督されるものと考えます。